



2026年6月25日

各位

会社名 株式会社パーカーコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 里見 嘉重
(コード 9845 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員業務本部長 門馬 康通
(TEL. 03-5644-0600)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1) 処分期日 | 2026年7月24日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式10,500株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき金1,370円 |
| (4) 処分価額の総額 | 金14,385,000円 |
| (5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数 | 取締役 6名 4,200株 執行役員 9名 6,300株 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員(以下、総称して「対象役員」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として新たな譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、同年6月25日開催の第94期定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当社の取締役に対して、年額1,000万円以内(うち社外取締役分は200万円以内)の金銭報酬を支給することおよび各対象取締役への具体的な配分については、任意の指名・報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会において決定することにつきご承認いただきました。

また、2026年6月25日開催の第99期定時株主総会において金銭報酬の総額を年額2,000万円以内(うち社外取締役分は700万円以内)に改定することにつき、ご承認いただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度は、対象役員に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき、取締役に対する金銭報酬債権の総額は年額2,000万円以内(うち社外取締役分は700万円以内)とし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、取締役に対して年20,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役員は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で

取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲及び諸般の事業を勘案し、金銭報酬債権の合計 14,385,000 円（以「本金銭債権報酬」といいます。）、当社の普通株式合計 10,500 株を対象役員へ付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は 30 年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役員 15 名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 2026 年 7 月 24 日～2056 年 7 月 23 日

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象役員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象役員が本譲渡制限期間の満了日までに、死亡又は任期満了により、上記のいずれの地位からも退任又は退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、当該退任又は退職の直後の時点をもって、処分期日を含む月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）について、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されていない本株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後の時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法により、対象役員が本株式に係る記載又は記録を行う口座の開設を行い、本割当株式を当該口座において保管するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、組織再編等承認日において対象役員が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため 2026 年 6 月 24 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,370 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上